

第11回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和3年5月27日

午前9時55分～午前10時21分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 現況証明願いについて

議 長 只今より第11回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。まず総会に入る前に新型コロナウイルス感染症対策のため総会の時間短縮にご協力願います。また、議案内容説明につきましても省略しながら行いますのでご了承願います。日程 1、議事録署名委員の指名については、10番八幡委員さん、11番上西委員さん、宜しくお願い致します。日程2、会期の決定について、でございますが、本日1日限りで宜しいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日1日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程 4、会務報告局長より報告お願いするところですが、省略いたしまして、総会資料会務報告をご参照願います。次日程 5、報告第 25 号「農地法第 18 条第 16 項の規定による通知書の提出について」事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 2 頁をご覧ください。報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 3 年 5 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
今回、合意解約が 3 件ありましたので報告させていただきます。借受人はいずれも〇〇〇〇氏。離農による解約となっております。対象農地の詳細につきましては、総会資料をご参照ください。以上、簡単ではございますが、報告第 25 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局より説明がございました。番号 1 番 2 番 3 番について、何かございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 報告第 25 号を報告済みといたします。次日程 6、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 3 頁をご覧ください。議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための利用権設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和 3 年 5 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
今回は申請が 1 件あり、一時転用の申請となっております。  
申請番号 1 番、権利は賃貸借、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 1 筆計 2 筆。公簿、現況地目とも畑。転用面積は合計で〇〇㎡となっております。貸主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。用途は、遊覧飛行のための観光ヘリポートの設置の一時転用となっております。事業費といたしましては、土地賃借料、補償費として〇〇万円、すべて自己資金で賄うとしております。図面につきましては総会資料 5 頁をご参照ください。  
4 頁につきましては、この申請にかかわる意見書案となっております。事業計画転用目的につきましては、先の説明のとおり遊覧飛行ヘリポートの設置。工事計画期間は、令和 3 年 7 月 30 日から令和 3 年 8 月 31 日までとなっております。農地転用に関する許可基準から見た意見としまして、この事業は今年で 5 年目となり、昨年と同様の内容で実施することとなっております。その他、許可基準については、添付書類等で確認いづれも問題なしとなっております。議決されましたら、北海道農業会議へ意見聴取し、大きな変更がない限り、北海道へ申請すること

といたします。以上、議案第 38 号説明とさせていただきます。よろしく願います。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。7 番鈴木委員さんよろしく願い致します。

鈴 木 委 員 7 番鈴木です。申請番号 1 番の現地調査を 5 月 14 日に、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施致しました。本申請につきましては、〇〇〇〇が、遊覧飛行のヘリポート設置のための一時転用です。この事業は今年で 5 年目となり、事業内容についても今まで同様に土地造成は行わず利用することから、問題なしと判断いたしました。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。それでは質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 38 号を決定といたします。次日程 7、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料 6 頁をお開き願います。議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 3 年 5 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
整理番号 1 番から 5 番については継続でございます。内容に変更等ありませんでしたので、説明は省略いたします。図面につきましては、8 頁から 11 頁をご参照願います。  
整理番号 6 番 7 番新規でございます。いずれも離農されました〇〇〇〇さんが今まで借入しておりました農地でございます。貸付人はいずれも、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地となっております。  
整理番号 6 番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 3 筆計 4 筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。期間は、令和 3 年 5 月 27 日から令和 6 年 4 月 30 日までの約 3 年間となっております。図面につきましては、12 頁をご参照願いたいと思います。  
整理番号 7 番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1 筆。公簿現況地目ともに畑。面積は、〇〇〇〇㎡。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。期間は、令和 3 年 5 月 27 日から令和 6 年 4 月 30 日までの約 3 年間となっております。図面につきましては、13 頁をご参照願いたいと思います。  
最終頁に別添資料として、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書を添付しております。いずれも問題なしと判断しております。以上、議案第 39 号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしく願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、次に現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番につきましては、継続ですので省略します。整理番号 6 番 7 番について、7 番鈴木委員さん一括でよろしく願いいたします。

鈴木委員 7番鈴木です。整理番号6番と7番の現地調査を5月14日に、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しております。本申請は、〇〇〇〇さんが営農中止したため、合意解約された農地です。地域、近隣農地の利用者さんと調整を行った結果、〇〇さん、〇〇〇〇さんが利用することになりました。申請地は、今まで適切に管理されており、〇〇さん、〇〇〇〇さんが利用することで、農地の集積化も図られることから問題ないと判断いたしました。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。質疑を受けたいと思います。整理番号2番について、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法第31条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号2番について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで整理番号2番を決定いたします。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号3番について、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法第31条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号3番について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで整理番号3番を決定いたします。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号1番4番5番6番7番について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 39 号を決定させていただきます。次日程 8、議案第 40 号「現況証明願いについて」事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 14 頁をご参照ください。議案第 40 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。令和 3 年 5 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
申請番号 1 番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇㎡。判定地目は農地採草放牧地以外。利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人ともに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。図面につきましては、15 頁をご参照ください。以上簡単ではございますが、議案第 40 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。それでは現地委員さんの報告をお願いします。4 番江上委員さんお願いいたします。

江 上 委 員 4 番江上です。申請番号 1 番の現地調査を 5 月 14 日に、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施しております。当該地の現地確認をしましたが、農地としての利用は難しいことから、農地外とすることに問題ないと判断いたしました。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 40 号を決定いたします。次日程 9、協議 3「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局説明お願い致します。

事 務 局 協議 3 について説明させていただきます。「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ということで、資料の 1 頁目、令和 2 年度の点検評価となっております。数字につきましては、農業センサスに基づいて記入されております。農林課の調査書に基づいた数字を記載してございます。農業委員会としては、農地台帳面積というのがありまして、その都度入力している形です。基本的に令和 2 年度は動きがない状況で、新たな経営参入もなかった状態でございます。6 頁以降につきましては、令和 2 年度中に農業委員会総会で議決された件数等を記載させて頂きましたのでご参照して頂ければと思います。農地パトロールの内容も記載しております。それに基づきまして、9 頁目からになります。令和 3 年度の目標を建てなければならないということがあります。これにつきましては、比較として認定農業者 3 名ほど減っておりますが、3 月から 4 月の 3 件分の離農があったということと、新規就農者で協力隊の〇〇さん 1 名が増えているということで、数字を入れさせていただきます。後新規参入につきましては、今のところ話がない状況ですが、10 頁になります。実は令和 2 年度の段階で目標の集積面積が 100 パーセント超え

てしまったという事情がございますので、取りあえず今時点で達成されているのは目標としてはどうなのかなという所でした。今農林課、農業委員会で農業生産法人の方からさまざまな相談を受けているということがありますことから、一応形上目標といたしまして、法人として最低2ha、面積的には端数も気になるころとして、3.6ha 上乗せした目標として上げてございます。詳細につきましては見ていただきまして、これを北海道若しくはホームページに公表することとなっていますので、もしこの数字がおかしいじゃないかとかありましたら、事務局の方に問い合わせ頂ければ直ぐ対応いたしますので、一読していただきまして確認していただきたいと思ひます。以上、簡単ではありますが協議 3 の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。事務局から説明がございました。協議 3 について何か気づいたことありますか。よろしいですか。あれば後程事務局の方へ。では次その他。6 番新木委員さん。

新 木 委 員 6 番新木です。前回の総会で皆さんにお願いして全域にお知らせを出させていただいた、〇〇〇〇さんの所なんですけれども、5 月 14 日締め切りということで 15 日に 2 ブロック委員 4 人と事務局で話をした結果、〇〇〇〇氏に賃貸で使用してもらうということで、〇〇さんの了承も取れましたので一応報告いたします。

議 長 その他何かございますか。本日、日程 1 から日程 10、まで全て決定いたしました。これにて第 11 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。お疲れ様でした。

午前 10 時 21 分

以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 八幡 健誠

議事録署名委員 上西 透